

これに対して日本は、昨年末に首都ワシントンで外交ルートを通じて①日米安保条約を逸脱する可能性がある。②候補地「キャンブ座間」を抱える地元市などの理解が得られない等の理由で受け入れ困難と回答したが、米側は返事を留保しているとされている。

アジア太平洋全域で不測の事態や紛争に対応するのが任務といわれ第一軍団司令部の移転は、安保条約の大きな逸脱・変質であるだけでなく、基地の強化・恒久化につながり、米軍基地の全面返還を基本としている座間市の市是にそむくものであり、絶対容認できない。

よって本市議会は、米陸軍第一軍団司令部の移転に強く反対するものである。

地方交付税の大幅削減の中止を求める意見書

現在、地方自治体は、住民の福祉増進を目指し、効率的な行政運営に努めているが、長引く景気の低迷による税収減や、国の「経済対策」に伴う公費負担の増加により、財政は危機的状況にある。

その一方で、地域福祉施策の充実など、住民の行政需要にこたえる施策に取り組みなくてはならない。

しかし、「三位一体の改革」が具体化された平成十六年度の政府予算・地方財政計画では、地方交付税と臨時財政対策債を加えた額が、前年度に比べて二兆八千六百億円の減、マイナス二％とされている。このため座間市では、平成十六年度の予算編成において、五億円の影響額で住民のサービス低下をもたらすおそれがある。

よって、本市議会は政府に対し、左記のとおり求めるものである。

- 一 地方交付税の大幅削減を中止し、財源保障機能と財源調整機能を堅持し、地域の実情を十分踏まえ、行財政の運営に支障がないよう所要総額を確保すること。
- 二 税源移譲は、地方自治体の福祉・教育などの財源が拡充されるようにすべきであり、その際、税源基盤の脆弱な地方自治体に対しては、地方交付税を充実するなど特段の配慮をすること。

記

暮らしを支える年金制度の確立を求める意見書

老後の暮らしを支える公的な年金制度への加入者は、七千八万人に及んでいる。

しかし、この間、制度改正により加入者に対する負担増と給付減が繰り返され、「年金制度を信頼していない」という国民が五四％にも上っている。（読売新聞）一月二十九日付）

政府は、年金制度の改正を決めているが、その内容は大幅な保険料の引き上げと給付水準の引き下げを特徴としている。年金保険料は厚生年金では、今年十月以降、本人負担で平均して毎年一万円、国民年金も来年以降、毎年三千三百六十円を二〇一七年まで連続して値上げを続ける内容となっている。給付水準も二〇二三年度には現役世代に対して「モデル世帯」は五〇・二％に、共働きや単身世帯では、三割から四割台まで引き下げられる。

特にこのような大幅な保険料の引き上げと給付水準の引き下げを、国会の審議なしで自動的に改定することは、看過できない重要な問題である。

よって、本市議会は将来に希望が持てる年金制度に改善するために左記事項について強く求める。

- 一 国民への負担増を行わず、基礎年金への国庫負担を二分の一に速やかに引き上げること。
- 二 雇用と所得を守り、少子化対策に本格的に取り組み、年金の支え手を増やすこと。
- 三 三百五十兆円にのぼる年金積立金を活用して給付の改善等に充てること。

記

六十五歳まで働ける雇用環境の整備を求める意見書

日本は、二〇〇七年には総人口の約三人に一人が、六十歳以上の高齢者となるが見込まれている。わが国の経済社会の活力を維持するためには、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることのできる社会の実現を図り、できるだけ多くの高齢者が経済社会の支え手としての役割を果たしていくことが必要不可欠となっている。

しかしながら、わが国において、何らかの形で六十五歳まで働ける場を確保している企業の割合は全体の約七〇％、そのうち希望者全員が六十五歳まで働ける場を確保している企業は全体の約三〇％にとどまっている。また、現下の厳しい雇用失業情勢では、中高年齢者は一旦離職すると再就職は大変に困難な状況にある。

国及び政府においては「団塊の世代」の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の引き上げなどを踏まえ、高齢者が何らかの形で六十五歳まで働き続けることができるようにするため、左記のような定年年齢の引き上げや継続雇用制度の義務化を始めとする法的整備や再就職促進策などの高齢者の雇用環境整備等、所要の措置を講ずるよう強く求めるものである。

- 一 厚生年金の支給開始年齢引き上げを踏まえ、定年年齢の引き上げ、または原則希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入を企業に義務づけるように高齢者雇用安定法の改正を行うこと。
- 二 厳しい経営環境等を考慮し、労使双方の意見に耳を傾け、これらの制度の導入に向けた事業主の取り組みに対する財政上の支援策を講じるなど、円滑な制度の導入・整備に努めること。
- 三 高齢期には、個々の労働者の意欲、体力等個人差が拡大し、その雇用・就業ニーズも多様化することから、多様なニーズに対応した雇用・就業機会が確保されるよう、短時間勤務の導入や多様な就業型ワークシェアリングの導入について支援策を講ずること。
- 四 ハローワークや民間団体、NPOとの連携を図りつつ、職業紹介等の就労に関する相談、就労機会の提供、情報提供等の総合的な就労支援を行う窓口として、シルバー人材センターを活用し、高齢者をサポートすること。

記

政府未認定とされている北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書

平成十四年九月の日朝首脳会談で、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は以前から日本が求めていた拉致被害者の安否確認に応じた。その中には、日本が安否確認を求めていた以外の曾我ひとみさんが含まれていた。このことから、政府未認定とされている拉致被害者の存在は明らかであり、警察等の関係機関も捜査に動き始めている。

よって、国においては、国民の安全と人権を守る観点から、政府未認定とされている北朝鮮による日本人拉致事件の真相を究明し、被害者の早期原状回復に努めるよう強く要望する。

北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決のために、国際社会との連携と関連法案整備を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件は、発生から四半世紀になろうとしているが、昨年の歴史的な日朝首脳会談の後、五人の拉致被害者が帰国できたものの、その家族はいまだ一人も帰国できておらず、多くの拉致被害者の消息すら確認できない。そのような状況で、多くが国が帰国された五人の家族の帰国や死亡されたと報告された方や特定失踪者の方々の真相解明を求める質問に北朝鮮は何ら返答しないばかりか、北朝鮮政府は国際会議や国連においても「拉致問題は解決済み」と表明するなど、依然として誠意ある交渉に応じようとしていない。

つきましては、経済制裁等も含む関連法案の早期整備と国際社会と連携し、拉致事件の早期全面的解決を求めるよう強く要望する。

日本国内に入港する外国船舶の船主責任保険の加入を義務付ける法律の制定を求める意見書

近年、外国船舶が日本沿岸で座礁したまま放置されている問題が相次いでいる。日本沿岸の放置船でこれまでに撤去された船舶の多くは船主責任保険に未加入の状態であり、このため撤去費用を国と自治体で負担するケースが目立っており、特に自治体の大きな財政負担が問題となっている。国内の港に入る船舶は原則的に船主責任保険の加入を義務付ける対策をとる必要が緊急に求められており、先般、国土交通省も日本沿岸に放置した船舶の撤去費用などを支払う船主責任保険への加入を義務付け、無保険の船舶入港などを禁止する無保険船舶等規制法案の骨格を発表し、通常国会に提出する方針であると報道された。さらに報道によると昨年、神奈川県内でも川崎港等に北朝鮮の貨物船が入港している。

よって、国においては、日本国内に入港する外国船舶の船主責任保険の加入を義務付ける法律を早期に制定するよう強く要望する。

よど号ハイジャック犯の徹底した捜査を求める意見書

昭和四十五年日本航空旅客機「よど号」を乗っ取った赤軍派学生は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）に逃亡した。その後、よど号ハイジャック犯及び関係者に対しては欧州各地で日本人の留学生や旅行者などを拉致する非法活動に及ぼしている可能性が指摘されてきた。

平成十四年九月十七日の日朝首脳会談で金正日総書記が自国の特殊機関が拉致したことを認めたことから、警察当局は、有本恵子さんの拉致について、よど号ハイジャック犯のメンバーを容疑者として国際手配したが、他の拉致被害者についての真相は現在も闇の中である。

このような中、よど号ハイジャック犯の関係者の帰国が相次いでおり、今後も拉致実行犯とされる関係者の帰国が予想される。そのような関係者の証言等から拉致事件が解決することも十分に考えられる。

よって、国においては、日本人拉致事件の一刻も早い解決と真相究明のため、よど号ハイジャック犯の捜査を徹底して行うよう強く要望する。

WTO農業交渉及び自由貿易協定（FTA）に関する意見書

我が国農業の将来に大きな影響を及ぼすWTO農業交渉では、本年三月末のモダリティー（交渉の枠組みづくり）確立が断念され、九月に開催されたメキシコでの第五回閣僚会議も、各国の利害が対立し、閣僚宣言の採択には至らず交渉は決裂している。採択に至らなかった閣僚宣言三案では、我が国の強い働きかけにより、関税の上限設定について非貿易的関心事項に基づく品目の例外措置が盛り込まれたものの、上限設定の記述は残されており、到底容認できる内容ではない。

さらに二国間等での関税撤廃を基本とした自由貿易協定（FTA）の締結が加速化しており、農産物が例外化されなければ、米や食肉を始め生鮮野菜等、農産物の輸入増加につながることは明白である。

したがって、国においては、農家の努力が報われ、農業の持続的発展が可能となるよう、次の事項の実現について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 一 WTO農業交渉については、世界の多様な農業の共存を図るため、農業生産が持つ多面的機能など「非貿易的関心事項」に配慮し、農産物貿易のルールとして農業モダリティーを実現すること。
- 二 自由貿易協定（FTA）については、国内の農業生産の維持にとどまらず、我が国の食と農の安全・安心確保の観点から、必要な例外措置を実現すること。

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

日本経済は、景気の先行きに明るい兆候も見え始めているが、デフ

レは依然として続いており、深刻かつ不透明な状況にある。

企業は長期化している厳しい経営環境にあつて、約八割の企業が「新規採用の縮減・凍結」「給与体系の見直し」「時間外労働の削減」「雇用形態の変更」「早期退職の勧誘」等の「人件費の圧縮」を実施しているなど、企業活動のグローバル化、市場優先を進展させるために、企業経営の再活性化に向けた事業構造改革、及び労働条件の切り下げ等による人員削減や典型労働者（正規雇用社員）からパート・派遣等非典型労働者への転換・基幹化を行っている。

非典型労働者は、この五年間において大幅に増加し、不安定なワーキングプア（低賃金労働者）を数多く生み出しており、加えて、全体の賃金水準が低下する中、賃金の規模間格差も拡大し、賃金のセーフティネットの充実が望まれる。

また、長引く個人消費の低迷が長期不況の原因のひとつとなつていくことは明らかであり、国内総支出の約六割に当たるこの個人消費の拡大を図るためにも、典型労働者（平成十五年度神奈川県の間給水準千九百八十九円）と大きな格差がある非典型労働者の賃金等（平成十五年度の最低賃金七百七十七円）を改善していく必要があります。さらに、こうした格差は、将来の健康保険・年金等の社会保障システムにも大きな影響を及ぼすこととなる。

最低賃金制度は、こうした格差の是正を克服するために必要不可欠な社会的セーフティネットのひとつであります。セーフティネットとして有効に機能させるために、賃金のナショナルミニマムである地域別最低賃金の改善は重要な課題です。加えて、労働者を支援する労働行政の重要施策である。

よって、国においては、平成十六年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たり次の事項を実現するよう強く要望する。

- 一 神奈川県最低賃金の改定諮問を早期に行い、典型労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。
- 二 また、産業別最低賃金の改定については、基幹労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。
- 三 最低賃金の改定に当たっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

長引く不況のもとで、雇用・生活不安が拡大し、そのうえ、年金・医療・介護などの社会保障制度の給付削減と負担増によって、「生活が苦しい」と感じている人が急増している。

こうした中で、就労対策事業として、政府が実施している緊急地域雇用創出特別交付金事業は、要件である雇用期間が六カ月であることや、予算額が少額であることなどの弱点をもちながらも、一定の実績をあげ、失業者のつなぎ就労としての役割を果たしてきている。

ところが、この緊急地域雇用創出特別交付金事業は、平成十六年度末に終了してしまい、政府はその後の対応策について明確な方向を示していない。

交付金事業を最初に実施した平成十一年の完全失業率は四％台であったが、現在は五％台、完全失業者は三百五十万人以上にのぼり、雇用・失業情勢が好転する状況にはなく、今後いつそう悪化することが予想される。

よって、国においては、失業者に対する就労対策事業として、次の施策を継続して実施されるよう強く要望する。

- 一 現在、実施している緊急地域雇用創出特別交付金事業を平成十七年度以降も継続して実施すること。
- 二 継続に当たっては、失業者の就労に役立つよう、実施要項や運用方法など、実施主体である地方自治体が運用しやすいよう改善すること。